

○献血者事故見舞金の贈呈について

(昭和44年4月21日血経第104号 各支部長あて副社長通知)

改正 昭和50年4月血経第63号  
昭和57年7月血経第67号  
昭和59年6月血経第39号  
平成16年7月総務第78号の3

昭和55年10月血経第74号  
昭和58年3月総務第41号  
平成11年11月血管第310号

昭和43年11月1日日本達甲第3号をもって、日本赤十字社災害等資金規程が改正施行され、本社及び各支部において積立てる災害等資金の中から、同資金規程第5条第5号に掲げる「献血者が事故にあった場合の見舞金」を支出し得ることとなったことに伴ない、今般別紙のとおり献血者事故見舞金贈呈内規(以下「内規」という)が定められたので、下記事項御留意のうえその運用に遺憾のないよう取り扱われたく通知します。

記

第1 総則的な事項

- 1 この内規は、日本赤十字社の行う血液事業に協力した献血者が、献血に際し事故を受けた場合、速やかに適切な措置を執り得るよう見舞金贈呈の基準を定めるとともに、血液センターの財政負担の軽減を図るため本社交付金の制度を設けることとしたものであること。
- 2 献血者が、献血に際して事故を受けた場合、その事故に関する問題解決の態様如何によっては、この見舞金は賠償金としての意味をもつ場合もあること。
- 3 この内規による見舞金の贈呈の対象は、内規第2条に定める範囲のものであるが、特に献血が間接的な原因となる事故については事故の原因状況等を十分調査して、献血に起因するものか否かを見て、見舞金贈呈の要否を判断すること。
- 4 見舞金の贈呈は、時機を失することなく誠意をもって処理するよう配慮すること。

第2 見舞金に関する事項

- 1 見舞金の贈呈は、内規第3条により当該血液センターの所長が贈ることとなっているが、事故の態様その他諸般の状況に応じて適宜支部長名をもって行って差支えないこと。
- 2 この内規による見舞金を贈呈することが適当と認められたときは、事故の原因その他の事情について十分調査を行い、必要がある場合は、目撃者、その他の関係者から事実証明等の調書を取り、かつ必ず医師の診断書を徴し、これらにもとづいて見舞金の額を決定すること。
- 3 すでに見舞金の贈呈を受けた献血者が、その療養期間中において、更に症状が悪化し、当初の診断による療養期間を過ぎてもなお引続き療養が必要となった場合は、必要に応じて見舞金の追加贈呈を行うことができるものであること。
- 4 次の場合に該当するときは、その賠償又は給付もしくは補償を受ける額等を考慮し、内規第5条に掲げる見舞金の額を減ずるものとする。  
(1) 第三者の故意又は過失によって生じた事故である場合において、献血者又はその遺族が当該第三者から損害賠償を受けたとき、又はこれを受け得ることが明らかな

## ○献血者事故見舞金の贈呈について

とき。

- (2) 献血者が、健康保険その他の社会保険の被保険者であって、医療費について10割の給付を受け得るとき。
- 5 内規第5条第2項に定める見舞金の贈呈の特例については、通常の場合は予想されないものであるが、支部長が真に増額を必要とするやむを得ない事情があると認めたときは、その詳細な理由を付して必ず事前に社長の承認を受けること。
- 6 献血者が死亡した場合に贈呈する遺族見舞金は、日本赤十字社救護規則第28条の規定を準用することとするものであるが、この場合の遺族の順位の確認については、特に慎重を期し、戸籍謄本又は住民票その他の書類の提出を求め、当該献血者と遺族の身分関係を調べた上で見舞金を贈呈するものであること。

### 第3 本社交付金に関する事項

- 1 内規第9条によって、支部長から申請された本社交付金の基礎となるべき見舞金の額が、この内規に定める基準に照らして適当でないと認めたときは、交付金の交付を行わないか又は、本社が査定した見舞金額による100分の90を交付額として決定し、当該血液センターに交付するものであること。
- 2 当該事故について、血液センターが受取り又は受け取るべき自動車損害賠償責任保険、自動車保険普通保険、その他これに類する給付金があるときは、血液センターが支出する見舞金額からこれらの給付金を控除した額について交付額を決定し交付するものであること。

### 第4 本社交付金の申請手続に関する事項

- 1 本社交付金の申請にあたって、当該見舞金の額が、内規第5条に定める額より低い場合は、その額を減じて決定した事由を申請書(内規第9条の様式第1によるもの)の「その他の参考事項」の欄に、必ず記載すること。
- 2 献血者に対して傷病見舞金を追加贈呈する場合、献血者が療養の結果障害の状態となったことに伴ない、あらためて障害見舞金を贈呈する場合、又は傷病見舞金の贈呈を受けた献血者が死亡したことに伴ない遺族見舞金を贈呈する場合において本社交付金の申請を行うときは、申請書に必ずその旨を追記し、かつ前回の見舞金を贈呈した時期及び金額を書き添えること。なおこの場合、すでに前回の見舞金に伴う交付金の交付を受けたものについては、内規第9条に定める調書を添付する必要はないが申請書の「その他の参考事項」欄に、必ず次の事項を記載すること。
  - (1) 傷病見舞金又は障害見舞金にあつては、前回の申請時以後の経過と現在の症状又は状態
  - (2) 遺族見舞金にあつては、前回の申請時以後の経過とその死亡日時及び死因ならびに見舞金を受ける者の住所、氏名及び献血者との続柄
  - (3) その他前回の申請時に添付した調書の記載事項の中で特に変動があった事項、又は追加すべき事項
- 3 傷病見舞金の贈呈に伴う本社交付金の申請にあつては、その申請前7日以内に発行された医師の診断書を添付すること。

○献血者事故見舞金の贈呈について

第5 その他の事項

- 1 この内規は、血液センターにおける血液製剤の製造上又は管理上の直接の原因により輸血を受けた患者が、事故を受け、見舞金を贈る必要が生じた場合に、準用するものであること。
- 2 この内規による見舞金の贈呈を受けた者については、所得税法第9条第1項第16号の規定により、同法施行令第30条第3号に定める「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金」の条項に該当(国税庁、特別審理室の見解による)し、非課税扱いを受けるので、これを受領する献血者又はその遺族が、これによって所得税を課せられることはないこと。
- 3 この内規による見舞金の支出に伴ない、血液センターの負担額(100分の10)の範囲内において、支部の災害資金の中から、適宜繰出し負担されるよう配意されたいこと。
- 4 この内規は、昭和44年4月1日以降に発生した事故について適用するものであること。

前 文(平成16年7月総務第78号の3)

〔前略〕平成16年10月1日から施行する〔後略〕。